

WWFジャパン

「脱炭素施策の先行事例集 オンラインセミナー編」

中小規模事業者による温暖化対策計画書制度

2022年3月17日

相模原市環境経済局環境共生部環境政策課

## 構成

### 1 中小規模事業者の定義

### 2 各支援制度の概要（ポイント）

- ① 省エネアドバイザー派遣事業
- ② 地球温暖化対策計画書制度
- ③ 省エネルギー設備等導入支援補助金

### 3 その他

# 1. 中小規模事業者の定義

相模原市での計画書制度は、以下の2つの制度に 該当しない 事業者が対象

- ①エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）の『特定事業者』『特定連鎖化事業者』『特定貨物輸送事業者』『特定荷主』
- ②神奈川県地球温暖化対策推進条例の『特定大規模事業者』 など

事業者全体の年間エネルギー使用量が 原油換算1,500kL 以上  
(コンビニなどフランチャイズはその全ての店舗等の合計量)  
使用する車両が 事業者全体で200台以上 又は 県内で100台以上

※ただし、上記制度に該当する規模であっても 中小企業基本法に定める中小企業者は中小規模事業者 となります。

※ 『病院』『学校』『社会福祉施設』などを運営する事業者の方も中小規模事業者に含まれます。

(参考)

《原油換算エネルギー使用量：**年間1,500kL**》の目安

●小売店舗（延べ床面積）	約3万平方メートル 程度
●コンビニエンスストア（店舗数）	30から40店舗 程度
●オフィス・事務所（電力使用量）	約600万kWh/年 程度
●病院（病床数）	500から600床 程度
●ファーストフード店（店舗数）	25店舗 程度
●ファミリーレストラン（店舗数）	15店舗 程度
●フィットネスクラブ（店舗数）	8店舗 程度

## 2. 各支援制度の概要

## 2. 概要 ①省エネアドバイザー派遣事業

# 『エネルギー管理士』『中小企業診断士』等の専門家を事業所に無料で派遣しています

## ①省エネ、節電に関するアドバイス

## ②地球温暖化計画書の作成に関する助言・指導

### 派遣によるレポート

- ・ 1回目の派遣では、事業所の現状確認しレポート作成
- ・ 2回目の派遣では、計画書作成の基となる情報（エネルギーやCO2削減量、3年間の取り組み内容）のレポート作成

※2回目のレポートについては、計画書作成と補助金申請を前提とした内容

### 省エネアドバイザー派遣事業のポイント

- ①商工会議所に委託しているので、商工会会員のネットワークを活用できる
- ②アドバイザーの派遣状況により、計画書提出や補助金の申請数が予測可能
- ③アドバイザー派遣のみの利用も可能
- ④全ての事業者（大規模事業者を含む）が利用可能

## 2. 概要 ②地球温暖化対策計画書制度

**計画書制度は、地球温暖化対策に取り組んでいただくためのツールとして任意に活用、計画書の提出を義務付けるものではありません**

### 計画書の対象

#### (1) 事業活動の範囲

**市内に設置された全ての事業所における事業活動  
エネルギーの使用量や温室効果ガスの排出量は、市内の全事業所の合計値**

#### (2) 算定及び削減の対象とする温室効果ガス※

「エネルギーの使用に伴い排出される二酸化炭素（エネルギー起源二酸化炭素）」とします。

※事業所外を移動する自動車（社用車、配送車等）や、工事現場における活動等は事業活動の範囲に含みませんが、省エネ対策の一環として、その活動の規模等について、計画の運用の中で把握に努めるものとします。

#### (3) 計画の期間

計画の策定期間は、**3年間**（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）

### 計画書と実績報告書

#### (1) 提出が必要な書類

- **地球温暖化対策計画書**（提出初年度の9月末日までに提出）
  - **実施状況報告書**（計画期間中、毎年度提出）
- ※計画書や実施状況報告書の概要をHPで公表

#### (2) 計画書に記載する事項

- 事業者の概要、温室効果ガス排出抑制の基本方針、推進体制
- **基準年度（前年度）のエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量**
- **温室効果ガスの削減目標、目標達成のために実施する措置の内容**

## 計画書作成・計画に基づく取り組みを進めるための支援メニューを用意

### 計画書作成・取組のサポート

計画書の作成時には・・・

#### 『省エネアドバイザー派遣事業』

- ・削減目標をどのくらいに設定すればよいか？
- ・どのような省エネ対策が有効か？　そしてその効果はどの程度か？

計画書に記載した省エネ設備等の導入を実施する時は・・・

#### 『省エネルギー設備等導入支援補助金』　補助率3分の1（上限75万円）

### 計画書制度のポイント

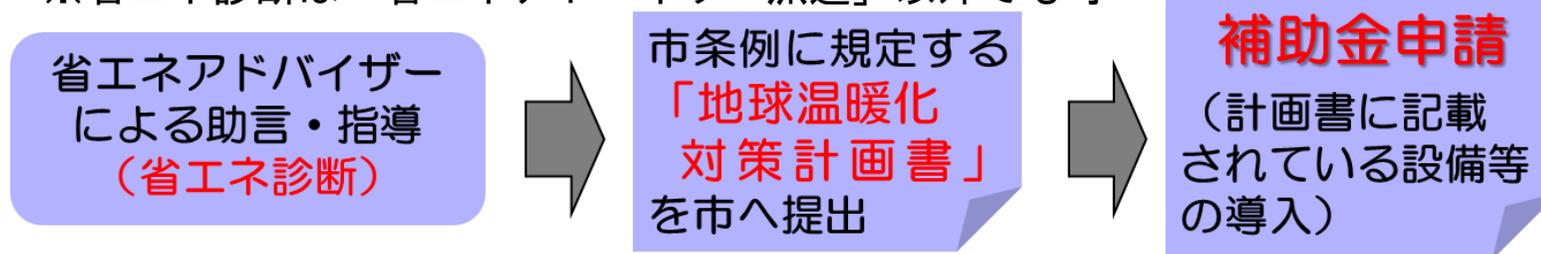
- ①省エネアドバイザー派遣により計画書作成のハードルが下がる
- ②計画書制度と補助金を組み合わせることによる動機付け
- ③統計情報等では把握できない、個別の温室効果ガス排出量削減の取組内容の把握

## 補助金の申請には、必ず以下の条件を満たすことが必要です。

### 補助金の申請条件

- ① 『地球温暖化対策計画書』を市へ提出していること
- ② 計画書に記載した設備の導入であること
- ③ 省エネ診断により効果が確認された設備の導入であること（過去3年以内の受診）

※省エネ診断は「省エネアドバイザー派遣」以外でも可



### 補助の対象となる事業

- 補助対象経費の総額が30万円以上であること
- 補助金の交付決定後に工事着手すること
- 3月中旬までに事業を完了し、補助事業実績報告書を提出
- 同一設備で本市の他の補助金を受けないこと
- 設備を導入する事業所が自己所有であること  
※自己所有でない場合は所有者からの承諾書が必要です。

## 2. 概要 ③省エネルギー設備等導入支援補助金

### 補助金額

○補助率：補助対象経費の3分の1以内（千円未満切捨て）

○補助上限：75万円 ○予算額：1,225万円

### 募集期間

○例年6月上旬～9月末

※先着順の受付となり、予算に達した時点で受付を締め切ります。

### 工事着手時期

○交付決定日以降（申請書受付から交付決定まで2～3週間程度）

### 補助の対象となる費用

○設計費、設備費、工事費、諸経費

※自己によるものは対象外

※土地の取得、賃借料は対象外

※既存設備の廃棄処分に係る費用は対象外

○国・県の補助金がある場合は補助対象経費から控除

○消費税及び地方消費税は補助対象経費に含まない

## 補助対象設備は省エネルギー設備、再エネ利用設備でかなり幅広い

### 省エネルギー設備

高効率空調・照明設備（グリーン購入法適合、トップランナー基準達成等）

※既存設備を更新する場合のみ補助対象となります。

高効率給湯・ボイラー設備（グリーン購入法適合、トップランナー基準達成等）

※既存設備を更新する場合のみ補助対象となります。

ガスコージェネレーションシステム

エネルギー管理システム

建築物断熱工事（遮熱フィルム等、空調負荷の低減に資するものに限る。）

蓄電池（太陽光発電設備と併設する場合であって、環境省の「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化による住宅における低炭素化促進事業」の対象機器等）

### 再生可能エネルギー利用設備

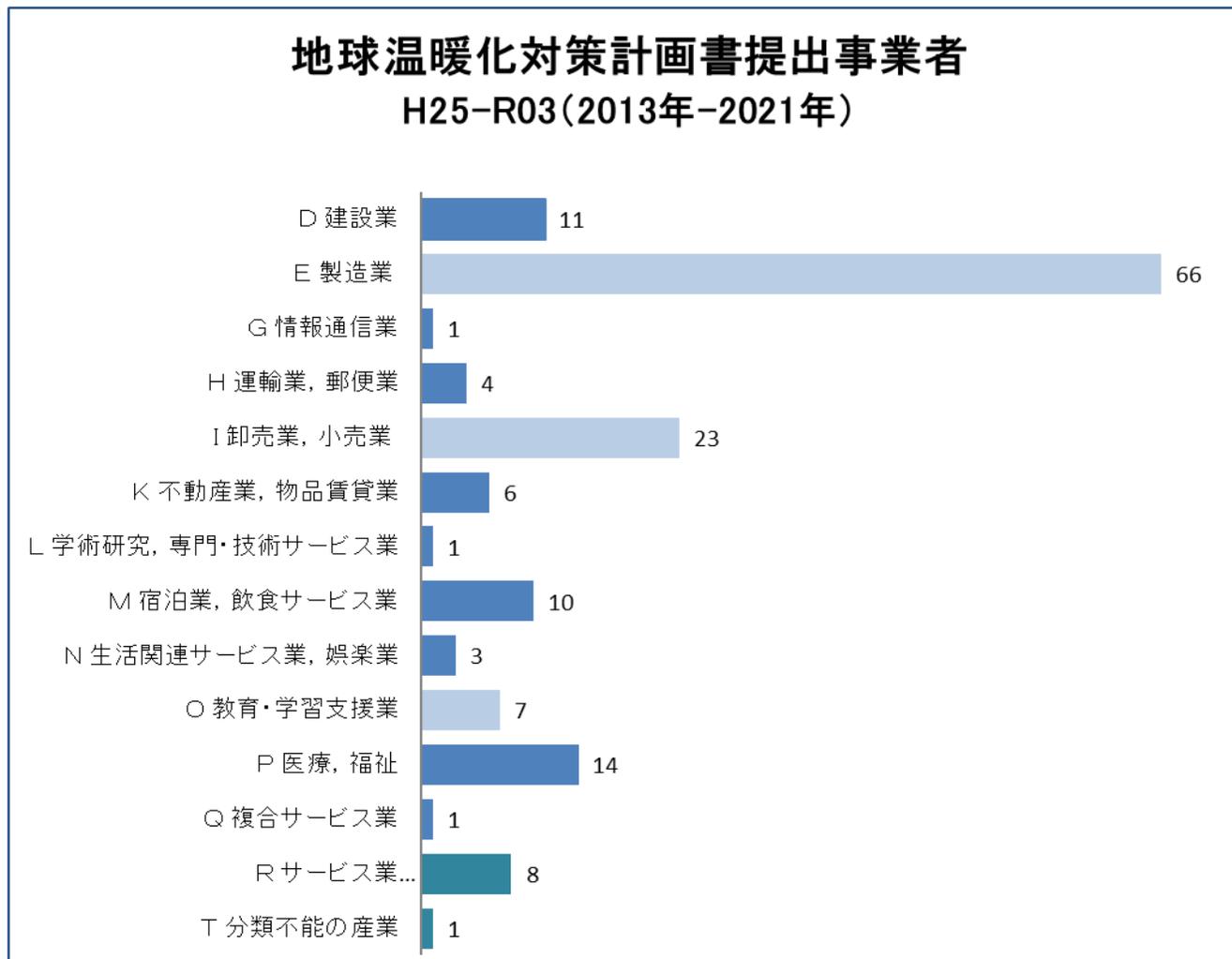
太陽光発電設備（出力50kW未満の申請者自らが電力会社と電力需給契約を締結する設備であり、自家消費型もしくは余剰売電を行うこと）

太陽熱利用設備

その他の再生可能エネルギー利用設備（エネルギーを自家消費する場合に限る。）

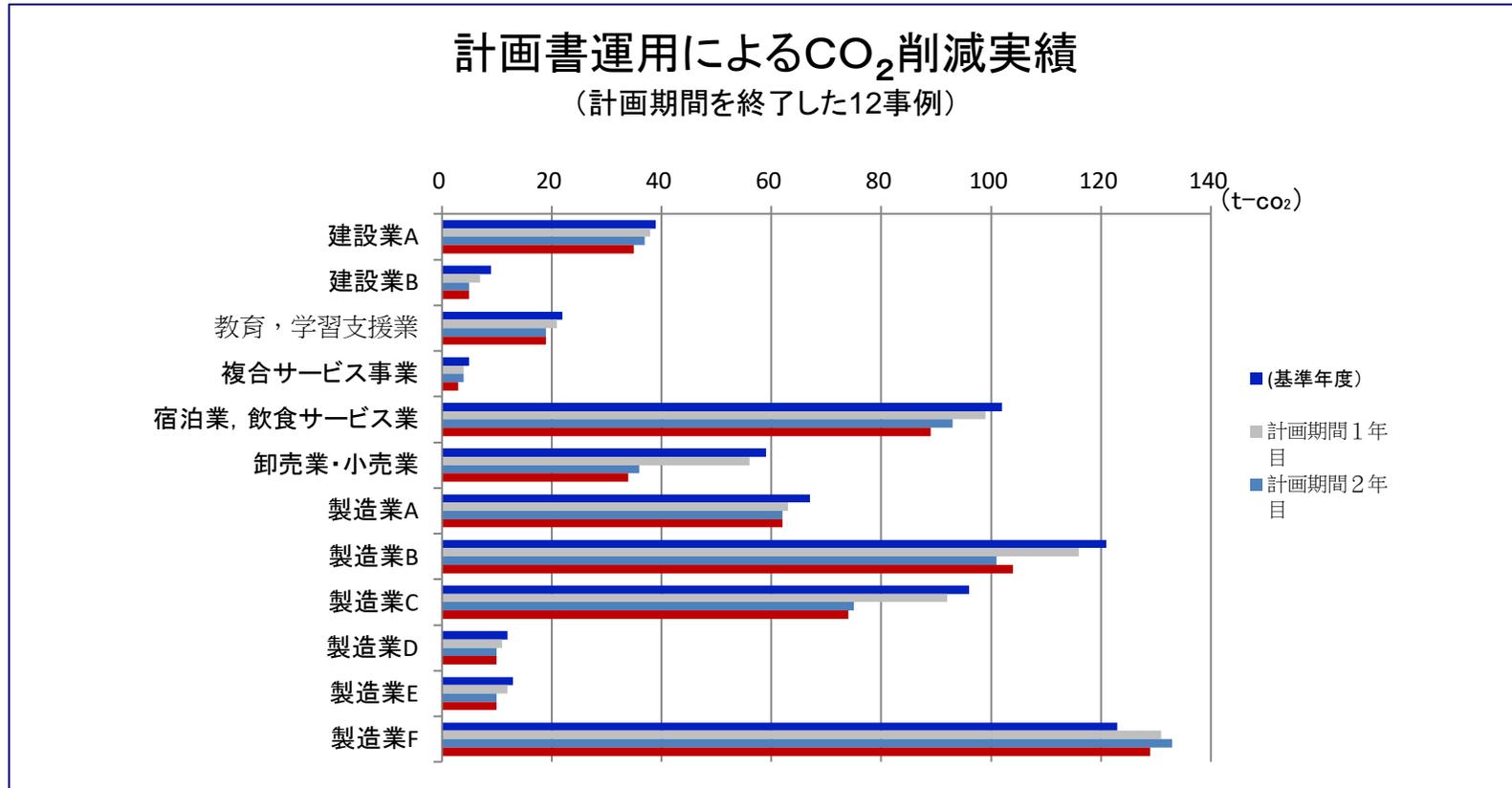
### 3. その他（支援制度実施結果）

## 地球温暖化対策計画書制度〈提出状況及び削減効果〉



【図】 計画書の提出者はこの9年間で156事業者（計画期間2期目の事業者も一部含む）

## 地球温暖化対策計画書制度 〈提出状況及び削減効果〉



- 計画期間を通じて削減傾向が見られる (1割から3割程度の削減)
- 削減効果の要因: 「中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助金」による設備更新  
(計画1年目に設備更新・導入→計画2年目以降に削減効果が見えてくる)
- 製造業では特に原単位での目標設定が必要な場合あり